

茨城県豚熱経口ワクチン野外散布実施計画

(計画期間 2023年4月～2024年3月)

制定 2023年 9月

茨城県

目次

1 計画策定の趣旨	1
2 野生イノシシへの豚熱経口ワクチン野外散布実施計画	1
(1) 使用する豚熱経口ワクチンタイプ	1
(2) 実施体制	1
(3) 豚熱経口ワクチン散布を実施する地域・地区	2
(4) 豚熱経口ワクチン散布の実施期間	2
(5) 豚熱経口ワクチン散布方法	2
(6) 豚へのワクチン株伝播を回避するための措置	4
(7) 交差汚染防止措置	4
(8) サーベイランスの実施	4
(9) スケジュール (予定)	6

1 計画策定の趣旨

2018年9月9日、岐阜県の養豚農場において、我が国では、26年ぶりとなる豚熱の発生が確認され、同月14日には、野生イノシシから豚熱の陽性事例が確認された。これを受け、岐阜県および愛知県では、野生イノシシ調査対象区域での調査捕獲、狩猟禁止区域の設定および防護柵の設置など豚熱の感染拡大防止対策が行われてきたが、感染が拡大し、2020年6月には本県においても豚熱陽性イノシシが確認され、2023年3月末現在、34都府県で豚熱感染イノシシが確認されている。

更なる野生イノシシによる豚熱の感染拡大を防止するため、国が定める「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づき、本県における野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの野外散布等を行うにあたり、実施計画を策定する。

2 野生イノシシへの豚熱経口ワクチン野外散布実施計画

(1) 使用する豚熱経口ワクチントイプ

使用する豚熱経口ワクチンは、国が選定した「生ワクチン」とする。

(2) 実施体制

① 「茨城県CSF感染拡大防止対策協議会」の設置

野生イノシシの豚熱経口ワクチンの野外散布等を実施するため、県、関係市町村、獣友会および畜産関係団体等で構成する「茨城県CSF感染拡大防止対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

② 地域との連携

協議会は、豚熱経口ワクチン野外散布等に係る作業を実施するため、下記（3）の「豚熱経口ワクチン散布を実施するエリア」ごとに、県、関係市町村等で連携を図り散布エリアにおける豚熱経口ワクチン野外散布に係る作業を実施する。また、野外散布の実施に係る全てのデータ（散布地点の位置、箇所数、散布数量、散布期間等）を適正に記録および保管し、定期的に協議会に報告するとともに、国が定める「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」に基づく別記様式2及び3に必要な情報を記載の上、国に報告する。

<記録・保管する情報>

- ・ワクチンの保管管理（保管個数、移動状況等）に係る情報
- ・野外散布の実施（散布地点の位置、箇所数、散布数量および摂取状況等）に係る情報
- ・交差汚染防止措置・飼育豚への機械的伝播防止措置に係る情報
- ・有効性評価試験（サーベイランス、捕獲状況等）に係る情報

散布するエリア	散布エリアの関係機関
県北地域	県、大子町、日立市、高萩市、常陸大宮市、常陸太田市、獺友会
県央地域	県、水戸市、笠間市、城里町、那珂市、獺友会
県南地域	県、石岡市、土浦市、つくば市、かすみがうら市、守谷市、取手市、稻敷市、美浦村、獺友会
県西地域	県、桜川市、古河市、坂東市、境町、五霞町、獺友会

(3) 豚熱経口ワクチン散布を実施する地域・地区

豚熱経口ワクチン散布を実施するエリア（以下「エリア」という。）は、豚熱陽性が確認されている地域およびその周辺地域において、イノシシの生息圏の地形、地理的条件等を踏まえ設定する。

<散布エリア>

別紙のとおり

(4) 豚熱経口ワクチン散布の実施期間

豚熱経口ワクチン散布の実施期間は、原則1年間とし、実施期間を2期に分けて実施する。

1期の散布は、おおむね4週間隔で2回行う。ただし、自然条件等その他の事情により実施が困難な場合や、イノシシの抗体付与を図る上でより効果的と判断される場合は、散布回数、散布間隔を変更することができる。

<散布時期の目安>

前期（4月～5月）

後期（10月～12月）

(5) 豚熱経口ワクチン散布方法

豚熱経口ワクチン散布は、以下の手順により行うものとし、散布地点の候補地（以下「散布候補地」という。）の選定等については、アドバイザリー・グループの技術的助言等を受け決定する。なお、アドバイザリー・グループからの技術的助言等により、実施方法等は必要に応じて見直し、改善を図るものとする。

<ワクチン散布の手順>

- ① 散布候補地の選定
- ② 散布候補地における餌付けの実施
- ③ 誘引状況（誘引された動物の種類およびエサの摂取状況など）の確認
- ④ 散布地点および散布数量等の決定
- ⑤ ワクチン散布
- ⑥ ワクチン摂取状況の確認
- ⑦ ワクチン回収

① 散布候補地点の選定

散布候補地点は、山林部、竹林部、林縁部および耕作放棄地（特に水田放棄地）等から、イノシシが出現し易く、餌付け作業やワクチン散布作業等に適した場所を選定する。

なお、散布候補地点は、イノシシによる掘り返しのある場所を優先するとともに、他の動物や周辺の農作物への直接的間接的な影響を回避できる場所、周辺住民の協力と理解が得られる場所であること。また、ワクチン散布地域に養豚農場が位置する場合は、養豚農家の理解を得たうえで散布地点を設定する。

② 散布候補地における餌付けの実施

餌付けは、ワクチンの形状に近い固形物を土中に埋め、その周囲に少量のトウモロコシ粒（ペレット）、米ぬか等を撒くなど、生息状況等を踏まえ、ワクチンの散布時の摂取につながるよう餌付けを実施する。また、イノシシが土中のワクチンを容易に見つけ、摂取することができるようするため、トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壤中に含ませ、掘れば餌が出てくることも考慮する。地表にも少量の誘引餌を撒く。

ただし、これまでの経口ワクチンの散布実績等から、餌付けを行わなくても十分な経口ワクチンの摂食が期待される場合や、経口ワクチンの未散布地域で豚熱陽性イノシシが発生し、速やかなワクチン散布が必要な場合等には、餌付けを省略できる。

③ 誘引状況の確認

新規の散布地点を選定する場合、必要に応じ、センサーカメラ、監視カメラを設置する等により、誘引される動物の種類等を確認するとともに、餌付け状況を記録し、散布地点として適当かどうかの評価を行う。カメラは、新規散布地点や必要と思われる地点において、各々の散布地点の餌付け状況をモニタリングできる場所を選定して、設置する。

④ 散布地点および散布数量等の決定

豚熱経口ワクチンの散布地点は、散布地域・地区におけるイノシシの推定生息圏（山林部・竹林部）の面積 1 km^2 （100ha）当たり0.5から1箇所を目安として設定する。

なお、1箇所の散布地点の面積は、 100 m^2 から 200 m^2 を目安とし、散布地点の地形等を踏まえ設定する。一つの散布地点に20個のワクチンを散布する必要があることから、散布地点は一定の面積を確保する。

⑤ ワクチン散布

ワクチンの散布作業は、原則として5日以内に実施する。散布に当たっては、ワクチンが 4°C 以上にならないよう、保冷ボックス等を使用するなどにより、適正な温度管理下で、ワクチンを輸送・散布等する。

経口ワクチンは、野生イノシシに効率的に経口ワクチンを摂取させるよう、野生イノシシ以外の野生動物の生息状況等、散布地域の状況に応じて、以下のいずれかの方法で散布する。

- ・経口ワクチンを地上に設置する。1つの散布地点には最大20個のワクチンを、少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌とともに散布する。
- ・経口ワクチンをおおむね10cm程度の深さの土中に埋める。1つの経口ワクチン散布地点には、少なくとも10の穴を掘り、各穴には、最大2個の経口ワクチンを、少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壤中に含ませる等により、野生イノシシが経口ワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようとする。
- ・経口ワクチンを給餌器に設置する。1つの散布地点には最大20個のワクチンを設置し、給餌器設置場所の周囲には少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌を散布する。

⑥ ワクチン摂取状況の確認

散布地点にセンサーハメラ・監視カメラを設置している場合は、摂取状況を記録する。

また、ワクチンの散布地点を適切に把握するため、イノシシの誘引を妨げる恐れのないものを設置するなど、各穴に目印を付し、写真撮影する等の措置を講じる。

⑦ ワクチンの回収

散布したワクチンは、散布5日以降に回収する。

（6）豚へのワクチン株伝播を回避するための措置

① 豚へのワクチン株の機械的伝播防止のための措置

原則以下により、散布したワクチンが小動物等により機械的に養豚農場に持ち込まれることを防止するための措置等を講じる。

ア　ワクチンを埋めた穴の地表部分に石等を置くことで、イノシシ以外の小動物による掘り返しを防止する。

イ　センサーハメラ、監視カメラを設置している場合、イノシシ以外の小動物による掘り返し等の状況を監視・確認する。

ウ　周辺住民に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知するとともに、万が一、経口ワクチンの全部または一部を発見した場合、速やかに県に報告するよう周知する。

② 講習会・研修会の開催

県は、散布作業者等に対し、「豚へのワクチン株の機械的伝播防止のための措置」の周知を図るため、適時講習会・研修会等を開催する。

③ 定期的な点検等の実施

県は、散布作業者が適正に飼育豚への機械的伝播の防止措置を講じているかどうかについて、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

④ワクチンの管理

県および散布作業者等は、ワクチンが無断で持ち出されることのないよう、厳重に保管管理するとともに、保管個数を確認し、常時把握する。

(7) 交差汚染防止措置

①衛生マニュアルの策定

協議会は、餌付け時、ワクチン散布時、ワクチン回収時およびサーベイランスのための捕獲時等に豚熱ウイルスの交差汚染を防止するため、アドバイザリー・グループの技術的助言等を踏まえ、交差汚染防止措置に係る衛生マニュアル（以下「衛生マニュアル」という。）を策定する。

②講習会・研修会の開催

県は、散布作業者等に対し、「衛生マニュアル」の周知を図るため、講習会・研修会等を開催し、交差汚染防止措置上必要な措置について指導等を行う。

③定期的な点検等の実施

県および協議会は、散布要員が適正に交差汚染防止措置を講じているかどうかについて、定期的に実地による点検等必要な措置を講じる。

(8) サーベイランスの実施

①サーベイランス（遺伝子学的・血清学的検査）の実施計画

ワクチンの効果を評価するため、サーベイランスを実施する。

ワクチン散布を実施するエリアで捕獲したイノシシについて、遺伝子学的・血清学的検査を実施する。

検査対象	検査内容	検査機関
捕獲イノシシ	・遺伝子学的検査（PCR法） ・血清学的検査（ELISA法）	県北家畜保健衛生所

②PCR法により、抗原陽性と判断された場合であって、当該陽性反応がワクチン株による可能性がある場合（ワクチン散布完了日の翌日から起算して19日間にワクチン散布地点から概ね2kmの範囲内で捕獲されたイノシシ）は、必要に応じて、令和4年3月31日付け消安第6955号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知に基づき、野外株由来かワクチン株由来かについての鑑別を行う。

③サーベイランスのための捕獲実施計画

サーベイランスのための捕獲は、餌付け状況等を踏まえ、以下の方法等を基本に、ワクチン散布15日後から開始する。サーベイランスに供するために捕獲したイノシシおよび死亡イノシシは、捕獲・発見日時、場所、推定年齢の範囲、その他必要な情報を記録、保管および管理し、定期的に県

に報告する。

④サーベイランス結果の報告

県は、サーベイランス検査の進捗状況を定期的に農林水産省消費・安全局動物衛生課に報告する。

<捕獲計画等>

捕獲時期：ワクチン散布15日後から開始し、餌付け状況等を踏まえ決定

捕獲場所：散布エリアのうち、餌付け状況、地形等を踏まえ決定

捕獲方法：わなまたは檻

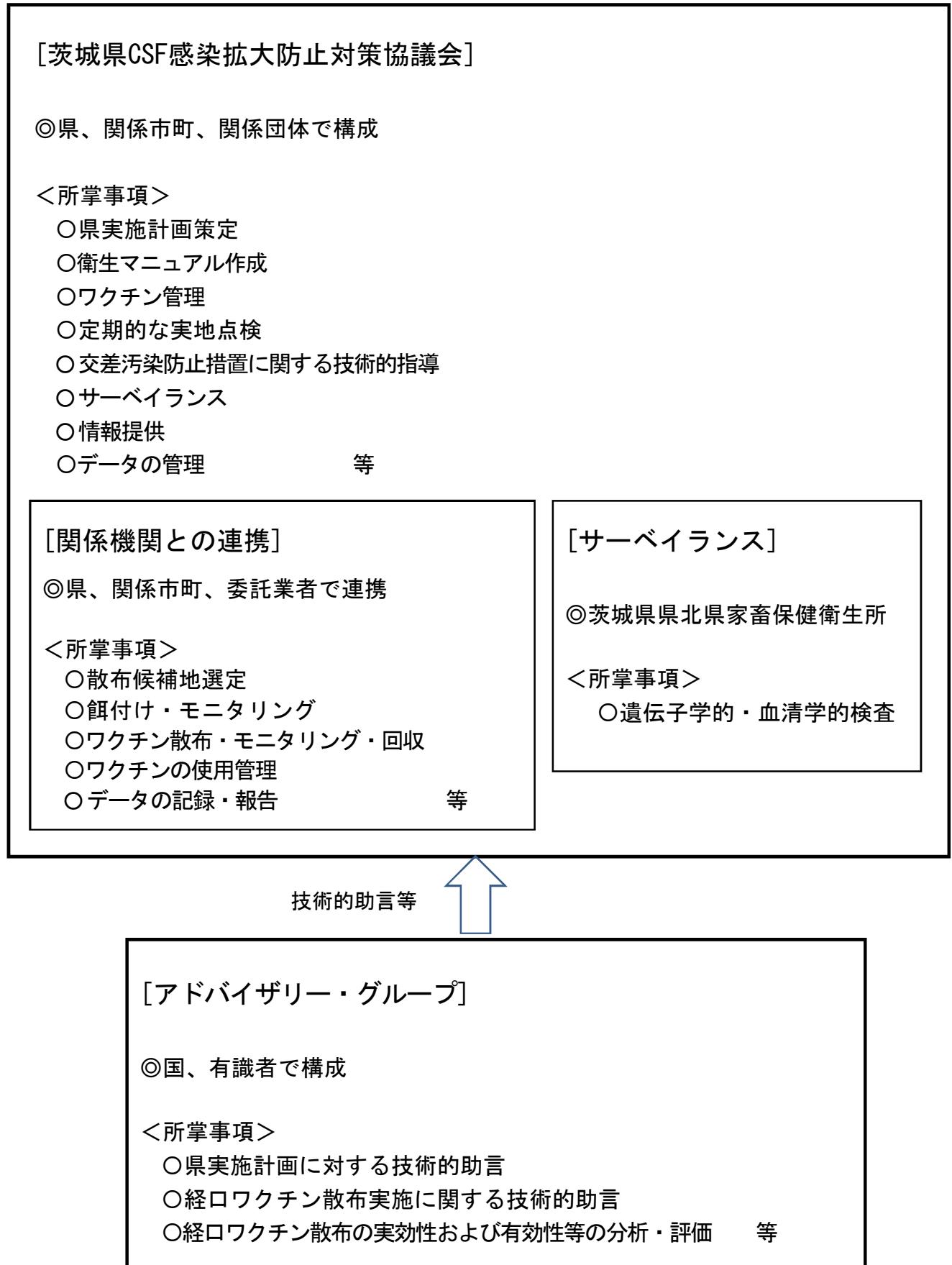
捕獲記録：捕獲・発見日時、場所、推定年齢の範囲（成獣または幼獣）、性別その他必要な情報を記録し、協議会へ報告する

捕獲の強化：県下全域で捕獲強化を実施。

（9）スケジュール（予定）

	時 期	計画の内容
前期	【1回目】 4月下旬～	必要な場合に限り、餌付け ワクチン散布 前回散布ワクチンの回収 サーベイランスのための捕獲
後期	【2回目】 10月中旬～	ワクチン散布 前回散布ワクチンの回収 サーベイランスのための捕獲

【別添1】実施体制図



【別添2】茨城県CSF感染拡大防止対策協議会構成員

組織・団体	役職
古河市	産業部農政課長
石岡市	経済部農政課長
高萩市	産業建設部農林課長
日立市	産業経済部農林水産課
水戸市	産業経済部農産振興課長
土浦市	産業経済部農林水産課長
笠間市	産業経済部農政課長
つくば市	経済部農業政策課長
かすみがうら市	産業経済部農林水産課長
取手市	まちづくり振興部農政課長
守谷市	生活経済部経済課長
常陸大宮市	産業観光部農林振興課長
那珂市	産業部農政課長
常陸太田市	農政部農政課長
坂東市	産業経済部農業政策課長
稻敷市	地域振興部農政課
桜川市	経済部農林課長
城里町	農業政策課長
大子町	農林課長
五霞町	産業課長
境町	建設農政部農業政策課長
美浦村	経済建設部経済課長
一般社団法人 茨城県獣友会	会長
全国農業協同組合連合会茨城県本部	畜産部長
茨城県養豚協会	会長
公益社団法人 茨城県獣医師会	副会長
公益社団法人 茨城県畜産協会	専務理事
茨城県	農林水産部畜産課長
茨城県	農林水産部農村計画課長
茨城県	県民生活環境部環境政策課長
茨城県	県北家畜保健衛生所長
茨城県	鹿行家畜保健衛生所長
茨城県	県南家畜保健衛生所長
茨城県	県西家畜保健衛生所長
茨城県	県北農林事務所次長兼企画調整部門長
茨城県	県央農林事務所次長兼企画調整部門長
茨城県	鹿行農林事務所次長兼企画調整部門長
茨城県	県南農林事務所次長兼企画調整部門長
茨城県	県西農林事務所次長兼企画調整部門長
茨城県	畜産センター長
茨城県	県北県民センター環境・保安課長
茨城県	県民生活環境部環境政策課県央環境保全室室長
茨城県	鹿行県民センター環境・保安課長
茨城県	県南県民センター環境・保安課長
茨城県	県西県民センター環境・保安課長

<事務局>

茨城県農林水産部畜産課

茨城県畜産協会

※構成員は必要に応じて民間団体等を加えるものとする。